

短期入所の利用について

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであること、在宅生活の維持につながるように十分に留意しながら、出来る限り認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と求められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることになっています。

つきましては、短期入所サービスの利用日数(累計)が有効期間のおおむね半数を超える場合は、「短期入所日数が認定有効期間のおおむね半数を超える理由書」を提出してください。

なお、提出については次の点に注意してください。

- 1 短期入所サービスの利用にあたっては、おおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最小限にとどめること
- 2 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思うが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
- 3 理由書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出すること。なお、次期有効期間において同様におおむね半数を超えることになったときは再度提出すること。